

公益財団法人 公益法人協会 第54回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2019(令和元)年9月27日(金) 15時～17時15分
- 2 開催された場所 エッサム神田ホール2号館8階「スカイホール」
- 3 理事総数及び定足数
総数 14名、定足数 8名
- 4 出席理事数 11名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、鈴木勝治、高宮洋一、田中 皓、時枝(雨宮)孝子
(以下「雨宮理事長」)、橋本大二郎、堀田 力、蓑 康久、渡邊 肇
(欠席) 岸本幸子、早瀬 昇、山岡義典
(監事出席) 谷村 啓
- 5 議案等
 - 決議及び承認事項
 - 第1号議案「『理事の職務権限規程』の改定」の件(決議事項)
 - 第2号議案「『事務局規程』の改定」の件(決議事項)
 - 第3号議案「『文書管理規程』の改定」の件(決議事項)
 - 第4号議案「『公益法人ガバナンスコード(案)』の承認」の件(承認事項)
 - 第5号議案「『NOPODAS(非営利法人データベースシステム)』終了の承認」の件(承認事項)
 - 報告事項
 - (1) 「自民党行革推進本部「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」の提言
 - (2) 令和2年度税制改正要望
 - (3) 民間法制・税制調査会の状況
 - (4) マスコミ懇談会の開催(10/3)
 - (5) 「東アジア市民社会フォーラム」の開催(10/28)
 - (6) 法人管理
 - (7) 2019年6月以降の職務執行の状況
 - (8) その他
- 6 議事の経過及びその結果
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で長沼事務局次長より、理事総数14名中11名が出席、3名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、続いて同次長から本会議の議事進行について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長及び谷村監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「『理事の職務権限規程』の改定」の件(決議事項)

雨宮理事長から趣旨説明、続いて鈴木副理事長より議案内容の説明があった。説明によると、本年6月の理事会にてすでに状況を説明しご意見をいただいたが、3月末に前常務理事・事務局長が退任後、常務理事の職分を常勤の副理事長が、また、事務局長の職分は規程に基づき事務局次長が代行している。本理事会では、不在である常務理事の職務移管について、現状に沿う形で定義し直すものである。具体的には組織図をご覧のように、副理事長が事務局長を兼務して統括、その下に「業務」「調査」「総務」の各部を置く三部制であり、総務部長を兼任する事務局次長が事務局長を補佐している。将来的には経営会議を設置し集団経営形式にした後、事務局長制度を廃止する方向で考えている。比較的大規模の法人は定款上、「事務局」の項を規定していないところがあるし、事務局長自体を置いていないところも多い。当協会では、事務局長を置かないことにより、組織の活性化を促すつもり。というのも、当協会は規模の割に事業が多岐に亘り、事務局長一人がすべてに精通しそれを統括するのは難しいと考えている。事務局長を置かないデメリットとしては、部署同士が張り合っ一部が独走するリスクがあることが挙げられる。当協会の現行定款第55条に事務局長を置く規定があるので、廃止する場合は評議員会の特別決議による定款変更が必要である。したがって、当面は実態とは別に形式上、副理事長を事務局長兼務とし、理事の職務権限規程等の内部規程を改定することで対応したい。第1号議案としては、不在の常務理事と代行順序等についての規程を削除し、条文を繰り上げる。今後、常務理事職に就任する者があれば、今回削除した規定を復活させるつもりである。また、理事の権限についても変更し、旧常務理事の権限の一部は部長に委ねる。従前の規程は全体的に整理されておらず、理解しづらいので今回整理した。事業全体の統括・指揮、内部統制・マネジメントなど権限を明確にした。また、日常業務事項の具体的な承認フローについては別途、今回参考資料として添付した、理事長決裁による内規に定めている。以上であった。

同議案について、次の意見及び質疑応答があった。

(片山理事) 自分自身、「事務局」という言葉に違和感をこの30年ほど感じていた。誰が日本の財団の執行組織を事務局と呼ぶことに決めたのか存じないが、自分の財団でも立入検査で「事務局長は？」と聞かれると、常務理事が兼務している旨答えているが、事務局とはフェスティバルとかテンポラリーなイベントの運営のために何か決まったことを粛々とこなす、元々はそのようなイメージがあり、これが日本の財団をつまらなくしているのではないか。「事務局」という言葉から、何か創発的な、生き生きとした印象は受けず、海外にも事務局という言葉や観念はないため、外国人にも説明不能である。

(鈴木副理事長) 法律学辞典などによると、事務局とは会議体など単発のものに付属するものであり、法人全体をカバーするものではない。事業会社でもあり得ない。活性化するためには、外したほうが良いかと考えた。

(雨宮理事長) 官庁では「事務局」規定を置いている。旧制度下で公益法人を許可する際、

主務官庁の指導があったのではないか。

(片山理事) 事務局を置かない定款は、行政庁からみるとOKなのか。

(太田理事) 「事務局」という文言がない定款もちろんあり、問題ない。

(鈴木副理事長) 旧公益法人の移行に関して、内閣府がモデル定款を用意したが、そこには事務局なるものはなかった。当協会が移行開始時期にモデル定款を作成した際には、関与した委員会メンバーから「入れた方がよい」との意見があり採用したが、必ずしも論理的ではなかったかも知れない。

(片山理事) 助成財団の定款には、「事務局」を定めているところが多いように思う。そのことが、プログラムオフィサーは全員アドミニストレーターである、という感覚を生んでいるように思う。

(養理事) 将来的には定款を変更した方がよい、ということか。

(鈴木副理事長) 例えば日本財団などの定款を見ると、事務局は規定しているが事務局長は規定していない。

(橋本理事) 特に権限の委譲があった、ということではなく、業務の振分けがあったということなのか。

(雨宮理事長) そのとおりで、その他大きな変更はない。財団法人では、常務理事兼事務局長という形式が多いのが実情であるが、常務理事が辞めたので、そういう改定になったということである。

(渡邊理事) 業務部長や調査部長と、総務部長の関係は、権限に違いはあるのか。

(鈴木副理事長) 事業会社では、総務部が調整役として上位にある場合と、フラットであるケースの二通りある。当協会ではフラットであるが、案件により権限を書き分けているつもりである。

(橋本理事) 権限とは別に、他の部も知っておいた方がよいとのことで決裁文書を回すことは…。

(鈴木副理事長) それは、従来から日常的に行っている。

(養理事) やはり定款を変更しないと、事務局長を置かねばならないということか。

(鈴木副理事長) 然り。そうした理由から、6月の理事会で事務局長の選任をしていたものである。

(高宮理事) 組織図が、一番分かりやすい。内部統制システムの位置づけとか、監査の位置づけ、経営会議の位置づけ、理事会・評議員会の位置づけがないと、ガバナンスの全体が分からない。本日参照した組織図でも議論はできるが、もう一度整理して、改めて示して欲しい。

(雨宮理事長) そのとおりだと思う。ご意見は了解した。

(鈴木副理事長) ご意見のように本来はそのとおりであるが、そうすると大きな組織で間々見られるように生産的でない議論を長時間行い、文章化したものをどうこうと再び、議論のための議論をすることになる。当協会は収益2億円ばかりの小さな組織なので、担当を細かく決めても、業績向上に何の寄与もしない。大まかに決めて細かい部分はそれぞれが顔を合わせ話し合う方式で効率よく事業を進めたい、という

ことである。細かい図は当面、割愛したが、今後、細部の記載が必要になれば文章化したい。

(高宮理事) その辺りは追い追いで結構だが、例えば経営会議などは重要な機関である。組織図のどこにあるか、どういう性格なのか知りたい。

(鈴木副理事長) 経営会議のスタートはまだ先のことで、発足していないので今回の組織図には組み込んでいないが、仰るように重要な機関であるのでそれが形骸化しないようにしたい。現状、毎週月曜・木曜の二回、代表理事と部課長、室長が参集し、報告等業務確認を行う場を設けているが、そうしたスタイルで定期的な開催を考えたい。

(高宮理事) ぜひ、今後のフォローをお願いしたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「『事務局規程』の改定」の件(決議事項)

鈴木副理事長より議案説明があった。説明によると、第1号議案・理事の職務権限規程とともに、新たに三部制とするために組織変更が必要なことから、事務局規程についても改定が必要である。組織図のとおり、相談室は業務部の中に置かれ、セミナー室、出版室とともに業務部の中核を担うこととなり、それぞれ責任者を置くとともに「業務の分掌」表を細かく改定した。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「『文書管理規程』の改定」の件(決議事項)

鈴木副理事長より議案説明があった。説明によると、同規程も組織変更に伴う責任者の変更等が生じた。また、文書の定義として今回、紙媒体のみでなく電子データも含めた。また、文書管理責任者は新たに総務部長とし、文書管理担当者は文書管理責任者が指名する。また、文書の保存期間についても本規程制定以後の法律改正、新しい法律制定により見直しを行い、修正と必要項目の補足を行った。以上であった。

同議案について、次の質疑応答があった。

(橋本理事) この規程で規定される「文書」には、デジタルデータとして内外のサーバーに保存される文書を含むとあるが、「外部」とは何か。

(鈴木副理事長) いわゆる、クラウドサーバーに保存する文書を想定している。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「『公益法人ガバナンスコード(案)』の承認」の件(承認事項)

鈴木副理事長より議案説明があった。説明によると、6月の理事会にて同コード案を示し、パブリックコメントにかける案を承認いただいたが、その後7月にそのパブコメを実際に募集、法制・コンプライアンス合同委員会を経て意見を反映した暫定版を作成し、9月には東京と大阪で暫定版の説明会(セミナー)を開催した。それらを集約したものが、本

議案である。したがって、今回承認を受ければ正式案として公表する。内容に触れると、「原則1」では資金調達及び設備投資について加筆、原則2は表題自体を変更した他、それまで敢えて盛り込んでいた「公開性」を、「原則6」の情報公開と混同されとの意見を入れて削除し、代わりに「社会への理解促進」を挿入した。また、「誇りをもって」という表現も感情的過ぎるとの意見により、「事業を広く一般に広報する～」の箇所とともに削除した。「原則4」では、「理事及び職員と連帯して」の文言を加筆。「原則5」では、「執行」という表現は業務執行理事でないとうと妥当でないとの意見により「推進」に変更、理事の総数については、法令どおりであれば問題ないという意見に対しては実際の運営上困難を招くとの観点から「運営実務上」と変更した。平理事の「監視」という表現はどうかという意見に関しては、「コミット」と表現を直した。「原則8」では、コンプライアンス委員会の設置については小規模法人では難しきろうとの意見により、「必要に応じ」の文言を加筆した。意見募集の結果については参考資料2にあるが、今回は財団法人からの回答が多数を占め、社団法人の意見は少なかった。

策定者については、官民共同でとの意見が少数あったが、官の関与については英国の例もあるが、官との関係が日英では異なっているため日本では好ましくはないと思う。自民党の提言では民間での策定が好ましいが内閣府公益認定等委員会が適切かつ限定的な形で関与すべきとの表現もあり、官民共同が好ましいと考えていると思われる。「原則5」についての不適切回答数は現状で問題ないとの認識からか。「原則6」について、不適切の数は情報公開と「社会への理解促進」とを誤解しての回答か。「原則7」「同8」についての不適切回答は、小規模法人には困難との意見があった。今回は以上の意見であったが、全体として組織規模に応じての案も作成希望があり、英国でも規模ごとにあるものの内容自体は変わりがないので取り敢えずは必要ないと考える。そのほか、企業等でガバナンスのことなどを経験していないと理解できないのでチェック表等の作成や説明会開催の希望があり、法人だけで作成するのは難しい等があった。大阪・東京での説明会ではガバナンス・コード作成意図が理解できない、立入検査での指摘があるのは困る、スポーツ庁が作成した競技団体向け同コード案と公法協案との優先順序、一番多かったのは、作成のメリットは何かということ。さらに、公法協が作成する意味合い、強制力はあるのかといった質問があった。

また、雨宮理事長からは、各項目についても多々意見があり、海外では不祥事が発生した際、法人側から示す形式であるが、今回は、昨年12月のシンポジウムで提言した、認定法第14条に関するものなど三項目を要望したが、その要望に当たり、要望ばかりではなく自分達をいわば身ざれいにする、そうした趣旨によるものであるとの補足があり、ご意見をうかがった上で、ご承認を受けたい。以上であった。

同議案について、次の意見及び質疑応答があった。

(太田理事) もともと私は昨年5月、英国チャリティコードに関して報告し、公法協でも検討してはどうかと提案した経緯があるのだが、過去を振り返ると、公益法人の不祥事件については、昭和45年頃からそれが10年くらいのタイムスパンで発生する度に規制強化がされてきた歴史があったので、2008年の制度の抜本改革は全般的に

は非常に良いことと思ってきた。最近、スポーツ団体の事件に関して自民党がガバナンスコード案を作成するとか、関係省庁にも規制強化の動きが出てきたが、それに対応するためには、英米の例に倣い、法人側で自主的に自浄作用として行い法的な規制強化をさせない必要がある。今後の普及に関して、官民共同での言及があったが、策定については英国の場合は確かに最初からチャリティ委員会が関与していたが、実施の段階では、公式ガイドラインを破棄して、民間主導型の自発的なチャリティコードに任せた経緯があった。日本の場合はなかなか英国のようにはいかないのではないか、という懸念がある。公益法人側でもお上のお墨付きを望む傾向があり、民間の一団体である公法協が作成した基準をやすやすと受け入れ、普及が進むのか？ということ。さりとて、官の力をもって普及を強制することはあつてはならず、地道な取り組みにより普及を図る必要がある。法人の業態、分野によって大いにカスタマイズして、進めて欲しいと願っている。すべての法人がこれに倣う必要はなく、例えば英国でも 18 万のチャリティのうち、採用しているのはごく一部と聞いている。いわば大所の公益法人が、こうしたスピリットを持つことに意義があると考えている。

(高宮理事) 全体的には問題意識として、大きく鳥瞰的にみる必要があるし、本日も非常に丁寧な説明を受けた。しっかり検討して、十分に揉んできていると受け止めた。強制力はないとのことだが、そうしたことは初めから分かった上ではあるし 他より官より先んじて作成することに意義がある。課題は今後、ステップを踏んで、これをどう生かしていくか、ということに帰着する。

(養理事) 今回はこれでよいと思うし、今後ブラッシュアップしていけばよい。作成について公開性の問題は、社会の理解促進を目的とするならもっと情緒的・積極的になってもよいのではないか。3点ほど。3頁目の「数値目標…邁進する」との記載には違和感がある。また、4頁目にある情報公開はより積極的に、7頁目の「独善的・マンネリ化」という表現はいかががと思う。問題は他にあるのではないか。

(雨宮理事長) ご指摘のとおりで、公益法人の活動、存在意義について、分かりやすい言葉の発信による社会の理解促進が必要である。行革チームの言い分はいつも「税の優遇を受けている」、ここから始まる。税優遇されている団体が不祥事を起こせば、上から規制強化という流れになる。ガバナンス・コードの作成により不祥事がなくなるわけではないが、積極的な姿勢を打ち出して社会に理解してもらいたい。それ以外にも法律的におかしなところはいくつもある。財務省の存在が背後にある「収支相償」については、そもそも収支トントンでは積極的な公益活動ができるわけがない、とか。

(田中理事) ガバナンス・コード作成時に、項目を外す際は公法協に連絡をくれと聞いた記憶があるが？

(鈴木副理事長) 米国では 33 項目、英国は 7 項目ということで、本コードは 8 コードとしたが、法人に倫理規程等がすでにある場合は、そちらとの兼ね合いで検討されればよい、ということではないだろうか。ちなみに公法協の現行倫理規程では、8 項目

のうち5つがすでにカバーされている。比較対照し、法人が個々に作成すればよいことだ。

(雨宮理事長) 英国ではこの汎用コードを採用しない場合は、自前で作成できるとの表現があるのでそれではないか。これをブラッシュアップしていきたい。行革チームにこれを利用されたくはないが、内閣府は、自分たちは作らないと明言している。民間が作って欲しい、ということ。

(太田理事) 英米では、社会環境の変化に対応してすでに何度も改定を行っている。

(橋本理事) なぜこうした案を作成したのか、行政を刺激しないような表現で広めて欲しい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「『NOPODAS(非営利法人データベースシステム)』終了の承認」の件 (承認事項)

雨宮理事長から、本件は平成31年度事業計画書に記載したことであるが正式に承認を受けたい旨の趣旨説明があり、続いて鈴木副理事長より内容説明があった。説明によると、終了の主な理由はWebデータベースであるNOPODASの基幹OSが本年度にメーカーサポート終了時期を迎えるが、その対応に係る負担が技術・費用両面で当協会には大きいことから、クローズの方向で進めてきた。利用者へのサービス提供は12月末とし、そのクローリング自体は変更しないが、その後の法人データのニーズに関しては、内閣府「公益法人 information」にアクセスし、内閣府データベースを利用することで個別にご対応いただく。終了に当たり、登録ユーザーには掲載データを他団体に一括提供する可能性がある旨を伝達する予定であり、現在はある非営利組織の申し出を受け、検討しているところである。また、NOPODAS登録法人が希望すると低廉にソフトウェア等を購入可能な仕組み・Tech Soupについては、マイクロソフト社が当該法人の非営利性を確認できれば、従前どおり提供される見込みである、とのことであった。また、雨宮理事長からは、民間による公益法人のデータベースがなくなることは残念ではあるが、との付言があった。以上であった。

同議案について、次の質疑応答及び意見があった。

(太田理事) 現執行部の判断ということであれば、10年前の設置当時の代表であった自分も止むを得ず、廃止を了承する。NOPODASの運用を開始した11年前はこの時点では官による法人情報の提供が不十分、不親切であり、民間による情報提供という意味があった。今も官側の公開データは一覧性がなく、検索も手間がかかる。NOPODASには当時、ボランティア・サブミッションと呼んでいたが、法人のイベントや寄附募集、助成情報とか自発的な情報揭示を可能にしたことにも意義がある。マイクロソフトのサポート終了への対応とその維持のための運営費用についてはイニシャルコスト1,000万円くらい、毎年の運営コストは100万円強ということだが、これくらいは公法協が負担できるのではないかという個人的な気持ちは未だにある。財務的な事情があるのであれば、絶対反対ではないが、もう少し努力

してもらえないものかという思いもある。

(雨宮理事長) 当協会の費用的負担としては、残念ながら無理な金額である。一方、官民による共同プロジェクト形式や他の実施可能性について、新たに考えていきたい。

データのソースは元々、官の側にあるのだし、2022 年が当協会創立 50 周年に当たることもある。新しい方向性も探りたい。

(太田理事) データは官にある、とのことであるが、米国等では法人が政府に提供した情報は公共財、民間団体に開放することは当然、との考えがあり、ガイドスターや各評価機関などの団体がそれを加工し、国民に提供している。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

(1) 「自民党行革推進本部『公益法人等のガバナンス改革検討チーム』の提言(鈴木副理事長)

報告によると、提言自体は膨大な量であるが、公法協はその中で関連する 10 項目について「公益法人協会の考え方」と題する意見書をまとめ、自民党の牧原議員を訪問し説明を行った。例えば「提言」中、「独立監事」や「独立評議員」などという言葉は、監事、評議員はそれぞれ元より代表理事や執行部に対して独立している存在であるから奇妙であるし、社員や評議員の員数、資格についてもおかしな見解が散見される。詳細は、お読みいただきたいとのことであった。

(2) 令和 2 年度税制改正要望 (雨宮理事長)

当協会及び内閣府による同要望書の内容説明があった。報告によると、公法協の要望は「寄附金控除における税額控除率の引上げ」「個人の寄附金控除の適用下限額(現在は 2000 円)の撤廃」「大規模災害発生時における指定寄附金の制度化」「公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置」など 10 項目であった。

(3) 民間法制・税制調査会の状況 (鈴木副理事長)

報告によると、英国における小規模法人対策とチャリティ会計に関する実態調査を行うため、明日 9 月 28 日より一週間ほど、研究者、公認会計士・税理士より構成された訪英調査団を派遣する。ロンドンを中心とする訪問先には事前に質問事項を送っており、また、報告書の執筆分担等もすでに決まっている、とのことであった。

(4) マスコミ懇談会の開催(10/3) (雨宮理事長)

報告によると、来月 3 日、港区の仏教伝道センタービルで昨年が続いてマスコミ懇談会を開催する。日刊紙など報道関係者 6 名の他、当協会理事、監事等 10 名ほどが出席し、公法協の「ガバナンス・コード案」、自民党行革本部の提言他について報告し、意見交換を行う予定である、とのことであった。

(5) 「東アジア市民社会フォーラム」の開催(10/28) (鈴木副理事長)

報告によると、同フォーラムは日中韓の持ち回りで開催され、通算 10 回目に当たる今回は「長寿社会と市民社会組織～市民社会が主体的に実現する持続可能な福祉～」と題し、10 月 28 日から東京・市ヶ谷の「JICA 地球ひろば」国際会議場等にて開くが、庭野平和財

団の助成を受けて公法協が主催する。出席者は3ヶ国から関係者など総勢約80名、とのことであった。

(6) 法人管理(鈴木副理事長)

①財務及び②コンプライアンスの状況について報告があった。報告によると、①4月から7月まで4か月間の収益及び費用は、経常収益が予算比49%、経常費用は予算比33%であったが、収益の1/2を占める会費は上期の入金が多いことから、収支ともおおよそ予算どおりの進捗とみている。また、②上期の社内コンプライアンス委員会を開催したところ、特に問題は生じなかったことが確認された、下期は防災訓練や内部規程講習の他、パワハラなど必要な知識習得のための職員研修を実施したい、とのことであった。

(7) 2019年6月以降の職務執行の状況

上記(6)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料をもとに説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携、インターンシップ)、公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開)が鈴木副理事長、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長及び鈴木副理事長、「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が鈴木副理事長であった。

(8) その他

鈴木副理事長から、次回理事会を本年12月6日、仏教伝道センターにて開催すること、また、例年どおり、希望する評議員及び顧問がオブザーバーとして同席する懇談会形式としたい旨の説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので17時15分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

2019(令和元)年9月27日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

